

長森南中学校保護者クラブ規約

第1章 規約制定の趣旨

第1条 岐阜市立長森南中学校部活動規約第33条に基づき、長森南中学校保護者クラブ（以下「保護者クラブ」という。）の運営に関する事項について定める。

第2章 総則

（位置付け）

第2条 保護者クラブとは、長森南中学校で実施されている部活動と同種目の活動で、保護者が運営するクラブ活動とする。

第3条 保護者クラブへの参加は、長森南中学校各部活動に所属する生徒のうち、本人及び保護者が希望する者とする。

（目的）

第4条 保護者クラブが、部活動を補完することを踏まえ、部活動の目的に準じて行うこととし、勝利至上主義的な指導になったり、過度な練習時間となったりしないよう適切に活動することとする。

第3章 保護者クラブの参加申し込み及び取り消し

第5条 保護者クラブは、その代表が1年ごとに別に定める「保護者クラブ活動申請書（様式1）」を校長に提出し、承認された場合に実施できることとする。

第6条 生徒の参加申し込みは、別に定める「保護者クラブ参加申込書（様式2）」を保護者クラブ代表に提出することで完了する。なお、申込書はクラブ保護者会で管理することとし、クラブ員名簿の作成・配布等については、クラブ保護者会で協議することとする。

第7条 クラブの活動期間は1年間を原則とし、毎年度手続きを実施することとする。

第8条 年度途中に保護者クラブの参加申し込みを取り消す場合については、隨時、別に定める「保護者クラブ参加申込取り消し届（様式3）」を保護者クラブ代表に提出することとする。

第4章 組織

（生徒）

第9条 各保護者クラブにおいて生徒代表1名を選出すること。なお、選出の方法はクラブごとに決定すること。なお、部活動の生徒代表（部長）が該当クラブの生徒代表を兼任することが望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出すること。

（保護者）

第10条 各クラブにおいて、活動に参加する生徒の保護者はクラブの運営、管理に責任をもつこととする。

第11条 クラブ運営については、活動に参加する保護者からなる「クラブ保護者会」を組織し、年1回以上の会合を開いて運営方針等について協議し、決定することとする。

第12条 第11条に定める会合において、該当クラブの保護者会代表1名を選出する。なお、部活動の保護者会の代表が該当クラブ代表を兼任すること望ましいが、各クラブの実情を考慮し適切に選出する。

第5章 指導者

（指導者）

第13条 各クラブの指導者は、顧問が指導することを禁止し、部活動の社会人指導者を充てることを原則とする。ただし、各クラブの実情によって、本校教職員がクラブ指導者となることも認めるが、教職員の負担とならないようにすること。

第14条 クラブ指導者の謝金等は、各クラブ内で検討し、決定する。

第6章 保護者クラブの約束等

第15条 各クラブの活動及び運営の責任者は所属する生徒の保護者とし、保護者の監督下で活動するものとする。

第16条 各クラブの活動時間及び場所については、クラブごとに各月の「活動計画表（様式4）」を作成して、それに基づいて行うこととする。その活動計画表の作成にあたっては、部活動顧問と連携を密にし、部活動とクラブ活動の区別を明確にしておく。

第17条 保護者クラブで本校の運動場、体育館、柔剣場等を使用する場合は、他のクラブとの重なりを避けるため、部活動担当が作成する「活動割当表」に従うこととする。

第18条 道具等については、部活動と共有して利用する。

第19条 活動する学校施設の鍵については、複製禁止の誓約書を学校に提出し、年度ごとに保護者クラブに貸し出すこととする。

第20条 保護者クラブの運営にあたっては、基本的に部活動規約に準ずることとする。したがって、校長の判断により活動を停止する場合もある。

第7章 事故及び怪我の対応

第21条 事故や怪我が発生した場合は、保護者会及びクラブ指導者は受傷者への対応を優先するとともに、早急に当該生徒の保護者へ連絡する。なお、病院等を受診した場合は、学校にその旨の連絡を入れる。

第22条 保護者クラブの活動における傷害等については、保護者クラブ加入者（外部指導者を含む）が、別途スポーツ傷害保険や賠償責任保険に任意に加入することとする。

第8章 対外試合の実施と参加

第23条 保護者クラブとしての対外試合の実施及びその移動については、クラブ内で検討の上で決定することとする。ただし、生徒・保護者の過重負担にならないように十分留意すること。

第24条 対外試合のうち、競技団体等が主催する大会に「長森南中クラブ」として生徒が出場する場合は、校長の許可を必要とする。

第9章 クラブ予算

第25条 各クラブにおいて、活動に必要な費用を個人に過重な負担がない範囲で徴収することとする。なお、徴収の金額及び方法については、各クラブ保護者会で決定する。

第26条 クラブの予算は部活動の予算と明確に区別し、各クラブで定める複数の役員が管理するとともに、会計事務に直接携わらない役員が必ず会計監査を行う。

第10章 その他

第27条 第1条にあるように、本規約は部活動規約に基づくことから、万一、本規約が定める内容と部活動規約の内容に矛盾が生じた場合は、部活動規約を優先することとする。

第28条 本規約の改正は、保護者クラブ代表者会の協議において改正案を作成し、それを校長が承認した場合に行われることとする。

第29条 部活動規約及び本規約に基づき、各クラブの運営に関する詳細は、各クラブで定める。

付則 本規約は 平成30年 4月 1日より施行する。